

## 平成 28 年度の入札・契約制度の運用に係る改正点について

### 1 特定建設工事共同企業体における配置技術者の資格要件の取扱い

共同企業体の入札参加を促し、競争性を一層確保するとともに、技術者の効率的な配置や若手技術者の育成にも寄与するため、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員に係る配置予定技術者の資格要件の取扱いを次のとおり改めます。

| 現行の運用  | 改正後の運用   |
|--|--|
| 全ての構成員（代表者及び代表者以外の構成員とも）は、監理技術者の資格を有する者を専任で配置すること。 | 代表者となる構成員は監理技術者の資格を有する者を、 <u>代表者以外の構成員は監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。</u> |

※解体工事については、従来から「改正後」欄に記載の要件としている。

### 2 工事の入札時における配置予定技術者の資格要件の取扱い

建設業法施行令の一部を改正する政令の施行（平成 28 年 6 月 1 日）に伴い、次の 2 点について改めます。

- (1) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限が 3,000 万円から 4,000 万円（建築一式工事にあつては 4,500 万円から 6,000 万円）に改正されることに伴い、入札時における配置予定技術者の資格要件の取扱いを改めます。

| 現行の運用  | 改正後の運用   |
|--|--|
| <b>（対象工事）</b><br>工事種目に応じ、予定価格が一定額以上の工事<br>（概ね 3,000 万円、建築工事 5,000 万円等）<br><br>監理技術者の資格を有する者を配置し得ること。 | <b>（対象工事）</b><br>予定価格が概ね 4,000 万円（建築工事は 6,000 万円）以上の全ての工事<br><br><u>監理技術者又は主任技術者を配置し得ること。ただし、特定建設業の許可を受けた事業者であつて、下請発注額の合計が 4,000 万円（建築工事は 6,000 万円）以上を予定している場合は、監理技術者を配置しなければならない。</u> |

※解体工事については、従来から「改正後」欄に記載の要件としている。

※特定建設業許可を受けていない事業者にあつては、下請発注額が 4,000 万円（建築工事は 6,000 万円）以上となつてはならない。

- (2) 主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額が、2,500万円から3,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円）に改正されることに伴い、入札時における配置予定技術者の資格要件の取扱いを改めます。

| 現行の運用   | 改正後の運用  |
|---|---|
| <p>当該工事入札における請負代金予定額（税込入札額）を2,500万円（建築工事は5,000万円）以上とする場合は、他の工事に従事している者を配置予定技術者とすることはできない。</p> <p>また、請負代金予定額にかかわらず、入札時点で他の工事に専任で従事している者を配置予定技術者とすることはできない。</p> | <p>当該工事入札における請負代金予定額（税込入札額）を<u>3,500万円</u>（建築工事は<u>7,000万円</u>）以上とする場合は、他の工事に従事している者を配置予定技術者とすることはできない。</p> <p>また、請負代金予定額にかかわらず、入札時点で他の工事に専任で従事している者を配置予定技術者とすることはできない。</p> |

### 3 実施時期

平成28年6月1日以降の入札公告分から実施します。